



グローバルモビリティ～イミグレーション～

水際対策が見直しに – 入国前のコロナ陰性証明書が不要になります！

2022 年 9 月

はじめに

2022 年 8 月 24 日に、岸田首相が新たな水際対策を表明しました。出国前検査陰性証明保持の見直しとして、9 月 7 日以降は、有効な新型コロナワクチン接種証明書を保持している場合は出国前 72 時間以内の検査証明の提出を求めないこととなりました。また、政府は 1 日当たりの入国者数の上限を現行の 2 万人から 5 万人に引き上げる方針を固めました。

現状

現在、日本人を含む全ての入国者は、出国前 72 時間以内に PCR 検査を受け、医療機関等により発行された陰性証明書を入国時に検疫所へ提示しなければなりません。有効な検査証明書を提示できない場合は、上陸拒否の対象となってしまいます。こちらの陰性証明書の必須項目には、検査法、採取検体、検体採取のタイミング等、細かく指定されており、日本では認められていない検体名や検査方法が記載されていると無効となってしまいます。有効な検査証明書を提示できなかったために入国できなかったケースも多くあります。また、海外で指定された検査証明書を発行してくれる医療機関を探す必要性や高額な料金のため、不便さを感じることは否めません。

有効なワクチン接種証明書について

ワクチン接種証明書は各国の政府等公的な機関で発行された証明書で、氏名、生年月日、ワクチン名又はメーカー、ワクチン接種日、ワクチン接種回数が（日本語又は英語で）記載されていることが必要です。

■ 1回目及び2回目に接種したワクチンのワクチン名又はメーカーが、以下のいずれかであること

- コミナティ（Comirnaty）筋注／ファイザー（Pfizer）
- パクスゼブリア（Vaxzevria）筋注／アストラゼネカ（AstraZeneca）
- スパイクバックス（Spikevax）筋注／モデルナ（Moderna）
- ジェコピデン（JCOVDEN）筋注／ヤンセン（Janssen）
- COVAXIN／パーラト・バイオテック（Bharat Biotech）
- ヌバキシロビッド（Nuvaxovid）筋注／ノババックス（Novavax）

■ 3回目に接種したワクチン名又はメーカーが、以下のいずれかであること

- コミナティ（Comirnaty）筋注／ファイザー（Pfizer）
- スパイクバックス（Spikevax）筋注／モデルナ（Moderna）
- ヌバキシロビッド（Nuvaxovid）筋注／ノババックス（Novavax）
- パクスゼブリア（Vaxzevria）筋注／アストラゼネカ（AstraZeneca）
- ジェコピデン（JCOVDEN）筋注／ヤンセン（Janssen）
- COVAXIN／パーラト・バイオテック（Bharat Biotech）

※ジェコピデン（JCOVDEN）筋注／ヤンセン（Janssen）の場合は1回のみ接種をもって2回分相当とみなします。

※復星医薬（フォースン・ファーマ）／ピオンテック社が製造する「コミナティ（COMIRNATY）」並びにインド血清研究所が製造する「コビシールド（Covishield）」及び「コボバックス（COVOVAX）」については、それぞれ「コミナティ（COMIRNATY）筋注／ファイザー（Pfizer）」並びに「パクスゼブリア（Vaxzevria）筋注／アストラゼネカ（AstraZeneca）」及び「ヌバキシロビッド（Nuvaxovid）筋注／ノババックス（Novavax）」と同一のものとして取り扱います。

入国時の検疫措置について

滞在していた国の区分（青、黄、赤）と有効なワクチン接種証明書の有無により異なります。

- 青 102 カ国（カナダ、米国、オーストラリア、韓国、シンガポール、台湾、中国、香港、英国、フランス、ドイツ等）
 - ワクチン接種証明書の有無にかかわらず、入国時のコロナ検査および入国後の待機期間なし
- 黄 97 カ国（インド、ベトナム、キューバ、ベネズエラ、カザフスタン、パチカン市国、ポルトガル、チュニジア、トルコ等）
 - ワクチン接種証明書あり：入国時のコロナ検査および入国後の待機期間なし
 - ワクチン接種証明書なし：入国時のコロナ検査あり、入国後自宅待機 5 日（検査により陰性の場合 3 日）
- 赤 2 カ国（アルバニア、シエラレオネ）
 - ワクチン接種証明書あり：入国時のコロナ検査あり、入国後自宅待機 5 日（検査により陰性の場合 3 日）
 - ワクチン接種証明書なし：入国時のコロナ検査あり、施設にて待機 3 日（3 日目の検査が陰性の場合解除）

ファストトラックについて

スマートフォンに「MySOS」アプリをインストールすることで、海外から日本に入国する前に、あらかじめ以下の検疫手続きを済ませておくことができます。

- WEB 質問票
- 誓約書
- ワクチン接種証明書
- 出国前 72 時間以内の検査証明書

「MySOS」アプリにワクチン接種証明書及び出国前 72 時間以内の検査証明書をアップロードすることにより、事前に審査をもらうことが可能です。入国時に検疫所にて画面を提示するだけで審査が完了します。

まとめ

出国前 72 時間以内の検査証明が必要ではなくなれば、日本入国へのハードルがかなり下がると考えられます。さらにファストトラックを利用することにより、入国時の審査もスムーズになります。8 月 18 日からは、カナダに居住するカナダ国籍者、米国に居住する米国国籍者については、オンラインで査証（ビザ）を申請することが可能となり、査証申請のためにカナダ及び米国の日本領事館に行く必要もなくなります。現在は、短期商用、親族訪問及び団体の観光、その他特段の事情がある場合のみ短期滞在の査証が発給されますが、今後はさらにオンライン査証申請も他の国籍者に広がっていき、検疫体制の整備がさらに進めば、入国制限が緩和され、個人の観光も可能になる日も近いのではないかと期待が持てます。

※ご参考：過去に発行した関連記事

[水際対策強化に係る新たな措置（27）及び今後の見通しについて](#)

[緊急解説：新たな措置により、本当に入国制限の解除および入国後の待機期間が 3 日に短縮されたのか](#)

※過去のニュースレター一覧はこちら [人事・組織 ニュースレター Initiative](#)

国際人事イミグレーション関連記事はこちら [グローバルモビリティニュースレター ～イミグレーション～](#)

※デロイトトーマツのイミグレーションサービスはこちら [イミグレーションサービス](#)

デロイトトーマツ行政書士法人



マネージングディレクター 林 毅

takeshi.hayashi@tohmatu.co.jp

ニュースレター発行元

デロイトトーマツ税理士法人

グローバル エmployer サービス(GES)

email : deloitte.tax.ges@tohmatu.co.jp

会社概要 : www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス : www.deloitte.com/jp/tax-services

GES サービス: <http://www.deloitte.com/jp/global-employer>

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュートーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001